
種 別： 論説

タイトル： 中国古典国際法における「礼」の思想—現代国際法からの視点

著 者： 村瀬 信也

所 収： 『上智大学法学論集』第70巻2号（2026年10月）1-15頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上 智 大 学 法 学 会

論 説

中国古典国際法における「礼」の思想 ——現代国際法からの視点

村瀬 信也 ⁽¹⁾

- 1 はじめに
- 2 中国古典国際法における「礼」の思想
- 3 明・清時代の東アジア国際関係と琉球王国
- 4 結びに代えて——現代国際法の基本価値としての「礼」

1 はじめに

現在の国際関係、とりわけロシアがウクライナに侵略を開始した2022年2月以降のそれは、カオスとしか言いようがない。世界は第2次大戦以来の危機に直面しているとも言えよう。2023年10月以降のガザにおけるイスラエルの軍事行動、2026年1月の米国のベネズエラ侵攻、さらには同年2月末からの米国・イスラエルによるイラン攻撃など、国際法はそれらの国の指導者によって完全に無視され、「法の支配」ではなく「力による支配」が蔓延している⁽²⁾。他方、中国も、ロシアを支持し、近隣諸国に威嚇を続けてい

-
- (1) 上智大学名誉教授、万国国際法学会名誉会員、前・国連国際法委員会委員・特別報告者。
 - (2) ウクライナ侵略以降、国際法は今やどのような意味を持っているのかと問われて、筆者は次のように答えるほかなかった。「国際法は世界を変えることはできない。しかし国際法に照らして、何が正しく、何が間違っているかを世界の人々に示すことは出来る」と。村瀬信也インタビュー記事、朝日新聞Globe+ 2024年2月20日。もとより国際法は単なる「評価規範」ではなく「強制規範」であり、従ってこの回答は不十分である。

る点では、同様である。

現代においては、人工知能（AI）やドローン、無人機、ロボットなど、効率的ではあるが倫理を知らない戦闘方法が主流になり、安全保障環境はパラダイムの大転換を迫られている。そういう時代であればこそ、逆に、倫理的な基本価値を国際法の枠組みの中に復活させることが、何よりの急務である⁽³⁾。

「礼」（rites, courtesy）は中国古典に見られる国際関係の中核的概念であった。儒教の教えと共にそれが共有されたのは、実に2600年も前のことである。「礼」とは、今日的に翻訳すれば、主権国家相互間において「尊敬」（respect）をもって対応するということであるが、この「礼」の欠如こそ、現代の国際関係における最大の問題点と思われる。現代の国際法にこの「礼」の思想を取り戻そうとすることは、荒唐無稽⁽⁴⁾な、時代錯誤の、全く無意味なことであろうか？

たしかに、国際法は「法」であって「道徳」ではなく、そこに特定の倫理的な価値観を持ち込むことは認められないであろう。しかし、一部の国家や体制に特有の価値観ではなく、人類社会に普遍的な価値であれば、国際法の根底を形成する一部として、それを積極的に認めていくことが可能であり、また必要なのではないだろうか。

本稿では、こうした問題意識から、まず第1に、中国古典における「礼」の概念を明らかにする。次に第2に、「礼」による外交関係が、東アジア地域においていかなる形で展開されたかを、明・清王朝と琉球王国との関係に即して、検証することにする。さらに最後に、現代的文脈において「礼」の

See also, Shinya Murase, “The Role of International Lawyers in the Crisis of International Law: a personal observation”, *Soochow Law Journal*, Vol. XXI, Nos. 1-2, 2024, pp. 1-32. この論文では、国際法の危機に直面して、国際法学の先人たち（ヒューゴ・グロチウス、ヨハン・ヤコブ・モザー、ハンス・ケルゼン、横田喜三郎、王鉄崖）はどのように対応したかを紹介している。

- (3) 伊勢田哲治「戦争倫理学における功利主義的思考：現代功利主義からの議論の検討」『応用倫理学研究』第3号（応用倫理学研究会編）2006年1-17頁。眞崎俊造「人工物が人間を殺傷することを決定し実行することは、道徳的に許容されるのか——自立型致死兵器システム（LAWS）を巡って」『現代思想』2019年9月号 Vol. 47-12、64-71頁。
- (4) 「荒唐」は『莊子』天下篇に、「無稽」は『書経』に起源を有する表現である。

有する意味機能を、国際法の基底において位置付けることの可能性について考察することしたい⁽⁵⁾。

2 中国古典国際法における「礼」の思想

「国際法」というと、われわれは西欧起源の国際法を想起しがちであるが、ここでまず強調しておきたいことは、19世紀に西欧の国際法が強要される以前のアジアには、「礼」の観念を中核とした「華夷秩序」(*Hua-Yi Order*, *Celestial Empire-Barbarians Order*) ないし「冊封体制」(*Ce Feng System*) という形で、「アジア特有の国際法秩序」が存在し、機能していたということである⁽⁶⁾。

中国古典の一つ『禮記』(*Li Chi*, *The Book of Rites*) は、礼に関する孔子(552-479 B.C.)の教えを、周から漢にかけて儒学者がまとめた書物で、戴聖が編纂したもの。全49篇で、古代中国では、五経の一つとして尊重された⁽⁷⁾。その内容は、主に周の時代(1046-256 B.C.)に実践されていた個人の生活や国家の施策、さらに国家間関係の調整策に及ぶが、周が有力諸侯の反乱や西北からの異民族の侵入等のため滅亡した後も、『禮記』の記述は遵守すべき項目として春秋戦国時代(770-221 BC)に広く活用された⁽⁸⁾。

『禮記』「王制篇」は、天下の王たる者に対して政治制度を説き、中国と四

(5) 本稿は、Shinya Murase, “Cultural Relations of the Ryukyu Kingdom with China under the Ming and Qing Dynasties: Perspectives from the Contemporaneous International Law in East Asia”, *Soochow Law Journal*, 2026 (forthcoming) をもとにしている。

(6) 詳細は、村瀬信也「琉球王国の外交と国際秩序の変容—華夷秩序から万国公法へ」国際法研究17号2027年参照。See also, Shinya Murase, “The Diplomatic History of the Kingdom of Ryukyu Under the Changing Norms of International Law”, *Soochow Law Journal*, Vol. XXII, No. 1-2, 2025, pp. 143-190.

(7) 下見隆雄『礼記』(中国古典新書)明徳出版社 初版1973年、14版2025年。

(8) 中国にはすでに春秋戦国の時代に、「国際関係」が存在し、その基底には「礼」の観念があった、という見解も示されてきた。Xuetong Yan, “A Comparative Study of Pre-Qin Interstate Political Philosophy” in his *Ancient Chinese Thoughts, Modern Chinese Power*, Princeton University Press, 2011, pp. 21-69. Yanはこの著で、管仲(管子の筆者)、老子、孔子、孟子、墨子、荀子および韓非子の著作を詳細に検討し、春秋戦国時代における「国際関係」の存在を検証している。

方の「夷狄」との関係を示した篇であるが、そこには「華夷秩序」と呼ばれる古代中国で観念された国際関係の原型が示されている。すなわち、「中国戎夷五方の民、みな性あり、推し移すべからず」（中国と四方の戎夷との五方の民は、それぞれ異なる性質や風習を持っており、むりやり改めさせたり、統合しようとしてはならない）という⁽⁹⁾。あくまでも中国王朝が世界の中心ではあるが、他国との関係は友好的に行わなければならない、「推し移すべからず」である。また「聖人よく天下を以て一家となす」（聖天子は広い天下を一家のように治めることができる者をいう）とも記されており⁽¹⁰⁾、外国の民も家族のように扱わなければならないとされるのである。つまり、「華夷秩序」は中国中心の（Sinocentric な）概念ではあるが、それは決して「差別」を正当化するためではなく、むしろ他の異質な民族と「協調」していくための道具として、提示されているのである。

入江啓四郎教授⁽¹¹⁾は1966年の著書⁽¹²⁾で、古代中国における国際法の存在について、次のように述べている。

「諸夏の相互関係を規制したのは『礼』と総称されるものであった。礼は周代の実定法であり、慣習法でもあった。礼の意味するところは広く、それは道義軌範、儀典軌範、法規範であり、修身齊家の私的領域から、治国平天下の政治的領域に及んだ。礼により、一国の内治から、諸夏相互間までも規制された。…諸国関係を記録し、礼の本體によって、これを批判したものに春秋がある。」

「春秋は礼と非礼、有道と無道の別を立てて、内治、外交上の実践軌範を明らかにする。国家の種類と等級、領土の得喪、君位の争奪と承認問

(9) 下見『前傾書』（注7）94-95頁。

(10) 『前掲書』126頁。

(11) 入江啓四郎（1903-1978）は、戦前は新聞記者として中国や欧州で活躍し、戦後は愛知大学、成蹊大学、早稲田大学、創価大学で国際法の教授を務めた。

(12) 入江啓四郎『中国古典と国際法』成文堂1966年、1-2、31-43頁。See also, Keishiro Irie, "The Principles of International Law in the Light of Confucian Doctrine", Hague Academy of International Law, *Recueil des cours*, Vol. 120, 1967, pp. 1-60. 入江はハーグ国際法アカデミーで講義した最初の日本人。日本の国際法の学界が入江を冷遇したのに対し、横田喜三郎博士は彼を高く評価し、恐らくはその推薦でハーグアカデミーに登壇することになったのであろう。

題、内乱鎮定、その国内秩序の維持と回復に対する協力、諸国使節の地位、国内干渉、政治犯罪人の処理、居中調停、仲裁、国際経済協力、条約遵守の原則、強圧された意思の効力、さては集団的安全保障、集団的制裁、攻守同盟、戦争など、凡そ国際関係に生起する万般の案件が綴られている。まことそれは国際法的事実と理論の叢原である。」

「周代諸国家間の秩序軌範、その軌範理念は、古代の歴史として、過去に祭りさられたのではない。そのあるものは、理想国際社会の構図として、後代思想家にも、大きな刺激を与えた。その典型的なものは、古典的大同理念を源泉とする世界大同論である」⁽¹³⁾。

こうした「礼」に基づく伝統を、入江啓四郎はこれを（法治主義ならぬ）「礼治主義」と名付けた⁽¹⁴⁾が、これはその後、秦→漢→晋→隋→唐→宋→元→明→清の中国各王朝によって連綿と継承されてきた。礼治主義は明王朝の時代に強化され、清もこれをほぼそのままの形で引き継いだ。こうした礼治主義の国際法こそ、伝統的な東アジアの国際関係を規律する基本的な枠組みだったのである。

このアジアにおける伝統的な華夷秩序・冊封体制をヨーロッパ起源の国際法と比較すると、その特質が明らかとなる。周知のように、1648年のウエストファリア会議に始まる欧州起源の近代国際法は、文字通り「欧州中心（Eurocentric な）の国際法」で、特定の文明形態（欧州、資本主義、キリスト教）をとる国のみを「文明国」（civilized nations）として国際法の主体として認め、その他のアジア、アフリカの諸国については、その主体的地位を認めなかった。19世紀の代表的な国際法学者・ロリマー（James Lorimer, 1818-1890）も、世界を、文明化（civilized）・異端的（barbarous）・野蛮（savage）の3地域に区分し、「異端的半文明国」には、トルコ、中国、日本などが含まれるとし、それらの諸国に対する国際法の適用は部分的なものに限定されるとした。また、その他の「野蛮国」にはその適用を一切認めないという立場

(13) 『前傾書』序、1-2頁。「世界大同論」とは、具体的には、康有為（清末・民国初期の思想家 1858-1927）などの大同論を指す、『前傾書』179-194頁。坂出祥伸（解説）『（康有為）大同書』（中国古典新書）明徳出版社 1976年参照。

(14) 入江啓四郎『前傾書』（注12）31、36、166頁

をとっていた⁽¹⁵⁾。こうして欧州中心の国際法は、「明確・具体的」な権利と義務を規定し、厳格な「遵守」を要求するもので、不遵守の場合には厳しい「賠償」ないし「制裁」が課せられる。国際法に基づく措置は本質的に「権力的」(dictatorial)な支配・管理として実施され、その意味で「冷酷」(cruel)な性格の体制であった。

これに対して「中国中心の(Sinocentric)な華夷秩序」は、儒教に基づき、その道義の原則は「精神的」な、従って「自発的」な性格のものであった。また、華夷秩序は「包含的」(inclusive 非排他的)な体系であった。儒教の教えは、他の宗教と比べて、行動の規制要件が緩やかな「寛容」なもので、「抽象性」、「曖昧性」が高く、従ってそれだけ「柔軟性」に富むものと言えよう。総じて華夷秩序は、博愛(benevolence)と相互の尊敬(mutual respect)⁽¹⁶⁾を中心とする本質的に「非権力的」(non-dictatorial)な「優しい」(gentle)秩序として機能していたと考えることができる⁽¹⁷⁾。さらにこの華夷秩序＝冊封体制は、それに参加する国々にとっては、進貢貿易や互市貿易を

(15) James Lorimer, *The Institutes of the Law of Nations: A Treatise of the Jural Relations of Separate Political Communities* (Edinburgh, 1883), Scientia Verlag Reprint, 1980, Vol. I, pp. 101-103. Georg Schwarzenberger, "The Standard of Civilization in International Law", *Current Legal Problems*, Vol. 8, 1955, p. 227. See also Antony Anghie, *Imperialism, Sovereignty and the Making of International Law*, Cambridge, 2005, pp. 84-90.

(16) 薛捍勤(Xue Hanqin, ICJ 判事)は、中国の伝統として次のように述べる。「中国の古代思想家たち、即ち儒教、道教、墨家、法家などは、全て平和と相互の尊敬の美徳を説いた。中でも儒教は、今日に至るまで、中国社会に最も強い影響力を持てきている。儒教の本質的に重要な価値は、文明の取り扱いの指針としての博愛(benevolence)と相互の尊敬(mutual respect)である。」Hanqin Xue, "Cultural Element in International Law" *Soochow Law Journal*, Vol. XVIII, No. 1/2, 2021, pp. 1-22. 尤も、本稿冒頭でも触れたように、現代中国の外交に「礼」の思想が生きているかと言えば、それは否定的にしか見られない。ウクライナ侵略を継続するロシアを支援し、核武装を強化する北朝鮮を保護し、加えて南シナ海や東シナ海において近隣諸国に威嚇を続けている中国も、結局は、ロシアや米国と同様、力の政策に依存しようとしていることは明白である。

(17) なお、華夷秩序が「優しい」秩序であったという説については、ベトナムとの関係で中国が非常に厳しい冷酷な態度をとっていたことから、異論もありえよう。しかしベトナムは、漢から唐の時代、すなわち10世紀までは、中国の領域であったし、その後も元や明の支配下にあった時期があり、他のアジア諸国の場合とはかなり違った歴史を歩んでいるので、極めて例外的な対応と見るべきであろう。桃木至朗『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会2011年参照。

通じ、アジア国際貿易ネットワークの中での大きな経済的利益を保証する制度でもあった。

3 明・清時代の東アジア国際関係と琉球王国

琉球では「三山時代」（1322-1429）を経て、1422年に中山の王となった尚巴志（1372-1439）に対して、明王朝は1425年に彼を「中山王」として「冊封」したと伝えられる。尚巴志は1429年に山北・山南を滅ぼして琉球を統一し、ここに琉球王国が成立した。その後、中国は、明王朝が15回、清王朝になってからも8回、計23回にわたって冊封使を派遣していた⁽¹⁸⁾。これに対して琉球側も、その都度、明・清の朝廷に謝意を伝えるため、謝恩使ないし進貢使を派遣した。こうして琉球王国は、中国を宗主国とする朝貢国（Tributary State）として、その冊封体制に編入されていたのである。

1609年、薩摩藩島津氏は江戸幕府の承認のもとに、同年4月、藩士三千名の兵力で琉球に侵攻し、琉球側は余り抵抗することもなく早々と投降した。王宮・首里城は占領され、国王・尚寧は、一時、薩摩に連れて行かれたが、江戸では琉球王として将軍・徳川秀忠と、また駿府では徳川家康と謁見し、ほどなく首里城に戻された。また、九州の南に位置する奄美群島（大島、喜界島、トカラ列島、与論島までの群島）が薩摩藩の直轄領に編入された以外は、領土はそのまま琉球に温存された。島津氏は琉球に厳しい年貢の取り立てを命じ、そのために琉球の人民は大きな苦難を強いられた。しかし、琉球王国が消滅するまでには至らず、その存続は保証されたのである。

その理由は、江戸幕府が、琉球の宗主国である中国の反撃を恐れたためである⁽¹⁹⁾。このため幕府は、薩摩藩が琉球に侵攻し、琉球が薩摩藩と江戸幕

(18) 赤嶺守「琉球王国の冊封と関連史料について」赤嶺守・他編『中国と琉球：人の移動を探る：明清時代を中心としたデータの構築と研究』彩流社、2013年、419-454頁。曾煥棋『清代使琉球冊封使の研究』榕樹書林、2005年。原田兎雄『冊封使録からみた琉球』榕樹書林、2000年。深澤秋人『近世琉球中国交流史の研究—居留地・組織体・海域』榕樹書林、2011年。各回の中国使節団は総勢300-600人で、彼らは琉球に最低でも3ヶ月は滞在したと言われる。岡本弘道「近世琉球の国際的位置と対日・対清外交」『周縁の文化交渉学』シリーズ6、2012年、93頁。

府の事実上の支配下にあることは「隠蔽」することとし、琉球が引き続き中国との冊封関係を継続することを容認することとしたのである⁽²⁰⁾。こうして例えば、冊封使の琉球訪問中、薩摩の軍隊は、使節に感付かれないよう、首里から離れた郊外に姿を隠し、那覇にあった薩摩藩の在藩奉行所も城間（現・浦添市）に移されるということが行われた。もっとも、中国の使節は、薩摩が琉球を事実上支配していることは当初から知悉していたが、こちらも「知らぬふり」を決め込んでいた。日本と中国の「両属関係」というのは、両国の「二重の隠蔽政策」で成り立っていたのである。琉球もこれに積極的に加わっていたので「三重の隠蔽」と言っても良い。こうして、琉球は日本の附庸国であったが、270年間もの長期間、独立を維持することができたのである。

「礼」（儀礼）こそは、琉球外交の基礎であり、首里城はその儀礼外交の中心であった。守礼門には「守礼之邦」（礼を守る邦）⁽²¹⁾の扁額が掲げられてお

(19) 明王朝は、万暦38年（1610）に琉球が日本の侵略後に使者を中国に派遣し、朝貢の継続を求めた際、「慰撫の勅諭」を發出した。万暦37年5月（旧暦）に書かれた文書によると、琉球は正議大夫鄭俊などを派遣して、明朝に日本による侵略を報告し、朝貢の遅延を要請した。琉球は伊平屋島を割譲することで和解が成立したと中国に伝えた（『歴代宝案』01-18-3 咨文、01-26-14 符文、01-32-16 執照、尤もこれはかなりトーンダウンした報告である）。また、万暦38年の正月（旧暦）に書かれた文書でも、琉球国王は、中国が朝貢を遅らせる原因を理解し朝貢の継続を認めるよう求めた（『歴代宝案』の01-18-4 及び01-18-5 咨文、01-26-15 符文、01-32-17 執照）。このような状況下で、中国は慰撫の勅諭を發布したのである。勅諭は琉球が日本侵略を詳細に説明したことに言及している（『歴代宝案』01-01-31 勅諭）。こうして、万暦38年9月（旧暦）に書かれた文書によると、琉球は長史蔡堅などを派遣し、表文1件、馬4頭、硫黄1万斤を携帯し、万暦三十七年の貢物を正式に中国に献上した（『歴代宝案』01-26-16 符文）。

(20) 「隠蔽」政策については、喜捨場一隆「近世紀琉球の対外隠蔽主義政策」『近世琉球関係史の研究』国書刊行会、1993年。紙屋敦之「七島郡司考―日琉関係の隠蔽」『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、1990年。渡辺美季の一連の業績を参照。渡辺美季「清に対する琉日関係の隠蔽―『旅行心得之条々』の分析を中心に―」（『アジア民衆史研究』第10集、2005年）；同「清に対する琉日関係の隠蔽と漂着問題」（『史学雑誌』114-11号、2005年、1-35頁）；同「隠蔽政策の展開と琉清日関係」（『琉大史学』20、2018年、51-70頁）；同「隠すという外交―清に対する琉日関係の隠蔽政策」（三谷博・張翔・朴薫編『響き合う東アジア史』、東京大学出版会、2019年、など。

(21) この扁額は、尚永王代（1573-1588年）につくられ、尚質王代（1648-1688年）から常に掲げられるようになったという。

り、ここで国王の名代が、儒教の伝統に則って、中国からの冊封使を出迎えるのが常であった。また、首里城正殿には「万国津梁の鐘」⁽²²⁾が掲げられていた。首里城は、何よりも、祈りと儀礼を基礎とする琉球外交の神聖な空間であった⁽²³⁾。こうして琉球王国は「中国中心の国際秩序」を支持し、その維持に務めてきた、いわばその「優等生」ともいうべき存在だったと認められよう。

前記『禮記』にあるように、中国皇帝は、冊封関係に入った外国に対しては、あたかも親族のように支援すべきものとされたが、琉球における「久米村士族」の来航・定住は、そのような一面を示している。伝承によると、久米村士族は、琉球中山国王・察度の依頼を受けて、1392年、明の洪武帝の命により、多くの学者・航海士・船大工・官僚などの職能集団が、福建省から（福建人だけではなく福建出身の客家も含む）来琉したのが始まりと言われる（「久米三十六姓」「閩人（びんじん）三十六姓」とも呼ばれる）。久米村には「孔子廟」（久米至聖廟）が建てられ、儒教精神を教育するための学校「明倫堂」も建てられた⁽²⁴⁾。明による人材提供で始まった久米村士族の集団は、琉球王府で永く冊封使の受け入れや朝貢の事務、そして船舶の運航等に携わり、対中国外交を、その中枢で支えて「中国中心の国際秩序」の重要な担い手となってきた。王府が彼らを重用しただけでなく、首里士族などとの関係も概ね良好であった。明朝は人材育成の面でも琉球を支援しており、14世紀以来、久米村士族の子弟を「官生」（くわんしょう）として北京の「國子監」に留学させて教育したが、この留学制度は、のちに首里士族の子弟にも認められるようになった。

(22) 1458年に琉球王国第一尚氏王統の尚泰久王が鑄造させた梵鐘。鐘に彫られている銘文は、「琉球王国は南の海にある蓬萊の島、船を万国の架け橋にして交易によって栄る国」と記されている。

(23) 真栄平房昭「琉球王国の冊封儀礼について」窪徳忠先生沖繩調査20年記念論文集刊行委員会編『沖繩の宗教と民族』第一書房、1988年；麻生伸一「近世琉球期の首里城—儀礼空間としての首里城」高良倉吉（監修）、島村幸一（編）『首里城を解く—文化財継承のための礎を築く』勉誠出版、2021年。

(24) 劉書鈺「近世初期琉球久米村士人の文化的様相について—蔡堅の生涯を手がかりに」関西大学東アジア文化交渉研究 第15号、307-321頁。

琉球の外交を理解する上で、その文化的側面の考察は不可欠である。琉球古典舞踊（宮廷舞踊）、中でも「組踊」は、中国からの使節を歓迎するために宮廷や進貢船で演じられた舞踊「御冠船（うかんせん）踊」がその起源とされる。御冠船踊の踊り手はすべて士族の子弟であった。組踊は、1719年に冊封使を迎えるにあたって、その前年に国王・尚敬が玉城朝薫（1684-1734）を「踊奉行」に任命し準備に当たらせたことに始まる舞踊である。それは何よりも「外交のための芸能」として始められ、最後の冊封使来琉（1866年）まで続けられた。組踊の目的は、何よりも、中国の使節に対し、琉球がいかに忠義孝行を中心とする儒教道徳に忠実な国であるかを印象付けるためであった⁽²⁵⁾。琉球の王府はその後も組踊の発展を強く支援し、物語性が豊かで、かつ華やかな音曲と舞踊の、宮廷オペラに育て上げた⁽²⁶⁾。

組踊と並び、「琉歌」にも、それを詠んだ一般民衆が、王府の冊封政策を強く支持していたことが、素直に表わされている。出航する船を見送る人々が幸運（嘉例吉、かりゆし）を祈って歌った有名な「だんじゅかりゆし」の歌は、冊封使・謝恩使、進貢使などの船を見送る際にも港で歌われたものと思われる⁽²⁷⁾。

琉歌は、「辻（ちーじ）遊郭」（王府により1672年創建）⁽²⁸⁾等における伝統舞踊の歌詞として愛謡された。遊郭における伝統芸能が、琉球外交において極めて重要な位置を占めていたことは、歴史的記憶に留めておかなければな

(25) 組踊「大川敵討」波照間永吉、鈴木耕太、西岡敏、大城學 校注『組踊』上、琉球文学体系14 ゆまに書房、2022年、129-196頁；組踊「姉妹敵討」『前掲書』下、琉球文学体系15、2024年、89-136頁；『巡見官』『前掲書』下、138-180頁、など多数。

(26) 組踊に関しては、我部大和による多くの論稿がある。我部大和「『冊封琉球国記略』に記された組踊「銘苅子」に関する考察—「演戯故事」との内容比較を中心に—」、『沖縄芸術の科学』第32号、2020年など。

(27) 波照間永吉他校注『琉歌』上、琉球文学体系11、ゆまに書房2022年、琉歌百控83、84、57頁。

(28) 摂政・按司羽地朝秀により、尚貞王4年（1672年）に創設された。「四年、辻・仲島の二邑を創建す。往昔の時、辻・仲島の地は茫茫たる曠野にして禾黍（かしよ）・蔬菜は離離蒼蒼として居民有ること無し。是の年、王命を題もて請い、始めて宅を闢き邑を建てて那覇に属す。而して今、妓女、多く此の地に住み、以て旅客を待（もてな）すなり」『球陽』上、巻七452琉球史関係史料1、琉球文学体系28、240頁。

らない。辻村は、中国の冊封使や薩摩の奉行・役人をもてなす場として、王府の手厚い保護のもとで発展してきた。琉球では、交渉を行う会議所などの場所がなく、ジュリの部屋（貸座敷、アンマー）がその場を提供したのである。そのため、ジュリたちは、外交交渉にも間接的に参加・寄与し、彼女達の介在によって、外交活動は大幅に活性化することになった。辻遊郭での遊興と芸能を通しての外国使節接遇は、情報収集や円滑な外交交渉を確保する上で不可欠なものであり、それゆえに辻遊郭は、長く王府の庇護のもとに存続したのである⁽²⁹⁾。辻の芸能が、与那覇晶子によって、いみじくも「国家／外交芸能」⁽³⁰⁾と特徴づけられた所以である。遊郭の芸能は、太古の昔から伝わる祭祀芸能、組踊、琉歌、民間芸能を組み入れて、総合芸術として成長し、それによって琉球王国全体が一つの「劇場国家」の様相を呈していたと⁽³¹⁾と言われる。

こうして、19世紀以前の琉球では、伝統的な宮廷芸能としての組踊、王族着用にはまる紅型等の煌びやかな衣装、辻遊郭での歓待と舞踊芸術、さらに琉球独自の酒・泡盛に至るまで《国内のあらゆる資源を総動員して》外交に注力し、その独立維持のため、王国のサバイバルを賭けて、必死の努力を重ねたのである。これは、(国民を総動員する戦時の「総力戦」total warに喩えれば)「総力外交」(total diplomacy)と呼ぶに相応しい琉球王国の姿だったと言わなければならない。このような琉球王国の対応は、とりも直さず、それが当時のアジア地域における国際法の要請だったからである。現代風に言えば、これはすぐれて「ソフトパワー」外交、すなわち、軍事力や経済力によらず、その国の文化や価値観をもとに各国から共感・支持を得ようとする文化外交の手法⁽³²⁾であったとも言えよう。

(29) 皮肉が許されるならば、「世界最古の職業」(遊郭)と「二番目に古い職業」(王制)の緊密な関係が、ここに示されていたということもできよう(チャールズ英国国王が皇太子時代1985年2月22日に日本の国会で演説したが、その冒頭「歴史で二番目に古い職業の代表としてお話ししたい」という自嘲的なジョークで始めたことは有名である)。

(30) 与那覇 晶子「辻遊郭に見る近代沖縄芸能史研究 ― 遊郭、ジュリ、芸能 ―」琉球大学人文社会科学部研究科・比較地域文化専攻・博士31号(2016年9月30日)要約143頁。論文自体は未公開。

(31) 与那覇「前掲論文」要約9頁。

しかし、1840年以降、アヘン戦争で敗北した中国には、もはや伝統的な国際秩序を維持する力はなくなり、琉球王国も西欧起源の国際法を振りかざす欧米列強の圧力に抗しきれなくなってきた。その過程で、牧志朝忠（1818-1862）など琉球の優れた外交官による目覚ましい活躍もあった⁽³³⁾が、結局、不平等条約の締結を強いられることになる。

周知のように、幕末・明治初期の日本は琉球以上に厳しい「欧州中心の国際法」の挑戦を受け、その「被害者」であったが、自らを「文明国化」して国際法の主体となるべく努力する一方、「脱亜入欧」路線のもとに、「加害者」として周辺諸国に侵攻していく道を選んだ。その第一歩が1872年の「琉球藩」設置に始まる「琉球処分」であった⁽³⁴⁾。この過程では、久米村士族が外交事務を処理していたが、その努力も無に帰した⁽³⁵⁾。1879年3月、明治政府は軍隊・警官隊を動員して首里城を占拠、国王・尚泰は王宮から退去させられ、身柄は東京に移された。多くの人は1609年の尚寧王と同様、すぐまた首里城に戻ってくると期待していたが、今回はそうはならなかった。こうして450年続いた琉球王国は、ここに終焉することになったのである。

4 結びに代えて—現代国際法の基本価値としての「礼」

現代国際法では専門分化が著しく、国際経済法、国際環境法、国際人権法、国際人道法など、さまざまな分野に及ぶ。いずれも国際法の特別法であるが、一般国際法との関係は必ずしも明確ではない。そうした特別法優位の

(32) Joseph Nye, *Soft Power: The Means to Succeed in World Politics*, Public Affairs Books, 2005.

(33) 村瀬『前傾書』（注6）参照。黒内彪吾（＝村瀬信也）『幻影の嘉例吉：牧志朝忠とチル』信山社、2016は歴史小説であるが、西欧列強に対峙して琉球王国の外交に邁進した牧志朝忠の活動を描いている。

(34) ティネッロ・マルコ『世界史から見た「琉球処分」』榕樹書林2017年、参照。

(35) 久米村士族は、中国出身者の子孫でありながら、琉球王国に忠実な愛国者であった。同士族出身の林世功（1842-1880）は、國子監に留学（1868-1875）した最後の官生の人で、留学後は琉球王府の高官だった。彼は1879年、明治政府が琉球処分を決めた時、清国に陳情書を提出し、秘密裏に中国に渡った。ところが、清国が日本との交渉で、琉球の日本への編入を是認する一方、琉球領土の分割を要求していることを知り、清国に絶望して、翌1880年、北京で抗議の自殺に及んだ。

中で、「国際文化法」(international cultural law)という分野も登場してきた。それは、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 15 条の「科学及び文化に関する権利」の規定⁽³⁶⁾等に根拠を置いている。この国際文化法はあくまでも国際法の中の一つの特別法である⁽³⁷⁾。

これに対して、伝統的な中国の国際法は、それ自体が「礼」を中核とする「文化法」であり、それが国際関係のすべての領域をカバーする「一般法」であった。中国の伝統においては、一般国際法の基本原則が「礼」という道徳規範であるということに注目する必要がある。

現代の一般国際法に、この「礼」の思想を導入することは可能か、それを解明することが本稿の目的であった。国際法も「法」であり「道徳」ではない。確かに「法」の中に特定の倫理的な価値観を持ち込むことは認められないであろう。しかし、一部の国家や体制に特有の価値観ではなく、人類社会に普遍的な価値であれば、国際法の根底を形成する一部として、それを積極的に認めていくことが可能であり、また必要なのではないだろうか。

もとより古代・近世の中国と現代の世界は全く異なり、政治制度は王制から民主制へと大きく変化し、外交も国民の統制の下に行われるものとされてきた。しかし、だからこそ、国際法遵守は国民全体の関心事となるはずである。国民に対する国際法教育が重要視される所以である。「国際法は必要ない」と嘯くような大統領⁽³⁸⁾は、その国の国民によって、直ちに罷免されなければならない。

「法は道徳の最小限」としたゲオルグ・イエリネック (Georg Jellinek, 19 世

(36) 15 条一項の規定によると、「すべての者に次の権利を認める」として、「(a) 文化的な生活に参加する権利、(b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利、(c) 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生じる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」が列挙されている。

(37) Francesco Francioni, "International Common Goods, An Epilogue" in F. Lenzerini and A. F. Vrdoljak, eds., *International Law for Common Goods: Normative Perspectives on Human Rights, Culture and Nature*, Hart Publishing, 2014, pp. 443-448; A. F. Vrdoljak, "Cultural Heritage as the Common Concern of Humanity, Revisited", *Soochow Law Journal*, Vol. XXII, Nos. 1-2, 2025, pp. 1-24.

(38) トランプ大統領の 2026 年 1 月 8 日のニューヨーク・タイムズによるインタビューでの発言。朝日新聞など各紙 2026 年 1 月 9 日付報道。

紀法学者)の嚮に倣って言えば、「国際法は最小限の国際道徳」を内包したものでなければならない。とりわけ、国家が戦争に訴える場合には、本来、高い倫理的基準が求められるはずである。「国内での殺人は最悪の犯罪、しかし戦争で百万人を殺せば英雄となる」⁽³⁹⁾。この命題の不合理性を明らかにするのは「戦争倫理学」である⁽⁴⁰⁾。そして倫理学の基礎は、人の人に対する尊敬 respect の念である。

国際法の根本規範は「合意は拘束する」(契約は守られなければならない *pacta sunt servanda*) であるが、これも普遍的な価値の表現と捉えられる。また、一般国際法の「強行規範」*jus cogens* も、犯してはならない「国際社会の普遍的価値」(国際法委員会 ILC による強行規範に関する結論草案第2条⁽⁴¹⁾)の表現であり、強行規範の例示リスト(23条アネックス)⁽⁴²⁾もそれを反映している。国連憲章が規定する人権と基本的自由の尊重、国際の平和と安全の維持が、現代国際法の基本的価値であることは誰も認めるところである。

こうしたことから、「礼」*respect* を、国際法の枠組みの中で、合意拘束命題や強行規範と同レベルの基本価値、すなわち国際法の根本規範の一つとして捉えることは、決して荒唐無稽でも無意味でもないように思われる。それ

(39) C. チャブリン「映画・殺人狂時代」1947年。

(40) 加藤尚武『戦争倫理学』ちくま新書 2003年、眞嶋俊造『正しい戦争はあるのか?——戦争倫理学入門』大隅書店 2015年。前掲注3に掲げた文献も参照。

(41) Conclusion 2 Nature of peremptory norms of general international law (*jus cogens*)
“Peremptory norms of general international law (*jus cogens*) reflect and protect fundamental values of the international community. They are universally applicable and are hierarchically superior to other rules of international law.” (Draft Conclusions adopted on second reading in 2022, ILC Report 2022, Chapter IV, *Official Records of the General Assembly, Seventy-Seventh Session, Supplement No. 10* (A/77/10))

(42) 結論草案 23 条アネックスの例示リストには、侵略、集団殺害、人道に対する罪、国際人道法の基本規則、人種差別・アパルトヘイト、奴隷制、拷問、自決権が列挙されている。Ibid.

尤も、筆者はこの ILC 草案にはいくつかの点で批判的である。Shinya Murase, “Problems of the 2022 ILC Conclusions on *Jus Cogens*”, in Cheng Chia Jui, ed., *New Trends in International Law: Festschrift in Honour of Judge Hisashi Owada*, Brill, 2024, Chapter 17, pp. 292-313. 村瀬信也「国際法委員会の作業に関する批判的考察：強行規範に関する結論草案を中心に」浅田正彦・植木俊哉・尾崎久仁子編『国家と海洋の国際法』(柳井俊二先生米寿記念、上巻)信山社 2025年、309-326頁

どころか、現代の国際法に「礼」を中核とする思想を回復できれば、傍若無人の戦争政策を進めるプーチンやトランプ、あるいはネタニアフなど、「非礼・無道」な政治リーダーを、それぞれの国民の力によって、統治者の座から引き摺り下ろすこともできよう。入江啓四郎教授が強調したように「周代諸国家間の秩序軌範、その軌範理念は、古代の歴史として、過去に祭り去るべきものではない。」⁽⁴³⁾ このことを是非、若い世代の国際法専門家にも、真剣に考えて欲しいと願う。

(本学名誉教授)

(43) 入江啓四郎『前傾書』（注12）2頁。